

別居親族による訪問介護サービスの提供について

留意事項

- 訪問介護サービスを提供するヘルパーが、利用者の配偶者又は3親等内の血族又は3親等内の姻族である場合に届出の対象となります。

注：3親等内の血族…子及び子の配偶者，孫及び孫の配偶者，ひ孫及びひ孫の配偶者，兄弟姉妹及び兄弟姉妹の配偶者，おい・めい及びおい・めいの配偶者，おじ・おば及びおじ・おばの配偶者，父母，祖父母，曾祖父母

3親等内の姻族…配偶者の兄弟姉妹，配偶者のおい・めい，配偶者のおじ・おば，配偶者の父母，配偶者の祖父母，配偶者の曾祖父母

- 訪問介護事業所のサービス提供責任者、ケアマネジャー等が利用者との面接を行い、かつ自宅内における利用者の状況、家族・親族との関係等を十分に把握してください。

- 別居親族による訪問介護サービス提供の必要性を検討する前に、介護保険サービスが、家族や親族の介護負担を軽減し介護の負担を社会的に支えるものであることに鑑み、「ヘルパーは親族ではない者とし、家族や親族には、キーパーソンとして、親族ではないヘルパーの導入に協力していただく」ことによる対応を検討してください。